

平成 27 年度事務事業の評価 2 (案)

1 下水道事業受益者負担金滞納整理事務 (委員)

行政評価委員会の意見	
結論	「現状のままで継続」は妥当である。
理由	下水道受益者負担の滞納整理事務については、督促、催告書の送付（封筒に工夫）、消滅時効を中断するための納付誓約書の徴取や交付要求、全滞納者の財産調査などを実施している。また、納付機会を増やすため 28 年度から、コンビニエンスストア、郵便局及びゆうちょ銀行での収納を導入する。今後さらなる改善に向けた取り組みとして、発送回数や対象者等について毎年度見直しを図られることにより、より効果的、効率的な滞納整理が期待できるため現状のまま継続とする。
指摘事項	

2 墓地管理料滞納整理事務（ 委員）

行政評価委員会の意見	
結論	1次評価の「見直しの上で継続（手段を改善する。）」は、妥当である。
理由	<p>当該事務は、無縁墳墓改葬公告の実施などこれまでも改善されてきており、また現在おおよそ適正かつ効率的に運用されており、収納率 95%以上など一定の成果も上がっていると評価できる。そのため、基本的な方法については、大きく変更する必要性はないと考える。</p> <p>一方で、十分な財源確保、公平公正確保の観点からは、さらなる滞納低減の必要性があり、また効率性の面からも改善の余地があるため、手段を改善する。</p> <p>なお、手段の改善については、基本的なやり方を大幅に見直す必要はなく、現状のやり方は磨き上げる形で達成すべきと考える。</p>
指摘事項	<p>具体的な改善手段としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ払い等の支払いやすい環境を整える。 ・遅延金の徴収。 ・在宅確認（電話等）してからの臨戸訪問の実施。 等 <p>なお、臨戸訪問要員の増員等については、コストパフォーマンスが悪いため、実施すべきでないとする。</p>

3 障害者介護給付費等返還金滞納整理事務（委員長）

行政評価委員会の意見	
結論	1次評価「現状のまま継続」は、妥当である。
理由	<p>本件滞納整理事務は、平成18年度に発生し平成21年度9月発覚時までの不正受給累積金額15,636,670円を7年度間において債権回収する滞納整理事務である（障害者自立支援法第8条第2項に基づき不正利得額の返還に加え、その額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることを含む）。</p> <p>不正受給事業者との間で取り決めた納付計画通りに各年度100%の債権回収が続いており、平成28年度にはすべての債権回収が完了予定である。</p> <p>本市では本滞納整理事務は過去から現在まで1件のみであり、「今後の方向性」に関して、手段を改善する、効率性を図る等の余地はない。したがって、「現状のまま継続」とする。</p>
指摘事項	<p>本件滞納整理事務は、障害者介護給付費の不正受給が生じなければ、不要の事務である。今後、当該整理事務が発生しないように抑止することこそが肝要であろう。</p> <p>不正受給は、書類の偽造により、公金を詐取しようとする詐欺罪（刑法第246条）で告発すべき事案にあたる可能性もある。今後の不正受給の根絶の為にも、不正受給者へ種々のペナルティーを課す可能性があるという本市の毅然たる態度をよりいっそう表明・啓蒙することも検討すべきであろう。</p>

4 災害援護者貸付金元利収入滞納整理事務（委員長）

行政評価委員会の意見	
結論	1次評価「現状のまま継続」は、妥当である。
理由	<p>滞納が発生した平成2年度からの整理事務である。</p> <p>（水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例は昭和49年6月25日に施行。原則、据置期間3年、償還期間7年。）</p> <p>対象者および収納率は、平成24年度（19名、100%）、平成25年度（8名、88.8%）、平成26年度（7名、180.8%）となっており、対象者の数ならびに収納率から鑑みて、「今後の方向性」に関して、手段を改善する、効率性を図る等の余地はない。</p> <p>延滞金（違約金）については対象者が低所得者であることから賦課していないが、やむを得ないであろう。</p> <p>したがって、「現状のまま継続」とする。</p>
指摘事項	<p>本市福祉総務課によれば、本件整理事務開始の平成2年以降生じた貸付金の件数ならびに貸付総額は、</p> <p>平成10年 台風災害（4件、貸付総額6,000,000円）</p> <p>平成23年 東日本大震災（60件、同110,998,800円）</p> <p>である。</p> <p>このことに鑑みると、本年度の2次評価では、「現状のまま継続」としたが、今後、東日本大震災関連での1億円弱の貸付金の償還の推移を注視する必要がある。状況によっては再度、行政評価の対象とすべきかもしれない。</p>